

資料

区役所で行う葬儀後の手続き(主なもの)

区役所で行う葬儀後の手続きについては、「おくやみ手続きガイドサービス」と「おくやみ窓口」で、個別にご案内いたしますが、ここでは主な手続きを参考までに掲げます。

必要な手続きと必要な持ち物については個々で異なりますので、ぜひ、「おくやみ手続きガイドサービス」か「おくやみ窓口」をご利用の上、ご確認ください。

□世帯主変更届(二人世帯であった場合は手続き不要)

<必要書類>

- ・ 認印
- ・ 本人確認書類

<届け出先> 各区役所区民課パッケージ工房、支所

□印鑑登録証の返却

<届け出先> 各区役所区民課、支所

□住民基本台帳カードの返却

<届け出先> 各区役所区民課、支所

□障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の受給者や、国民年金をもらわずに亡くなった方の手続き

<届け出先> 各区役所保険年金課

<必要書類>

- ・ 年金手帳(亡くなった方・請求者)、年金証書(亡くなった方)
- ・ 請求者の口座内容(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、名義)の分かるもの
- ・ 請求者の本人確認書類
- ・ 死亡診断書の写し
- ・ 戸籍謄本(請求者と死亡者との関係が分かるもの)
- ・ 生計同一関係に関する申立書(請求者と死亡者が別世帯もしくは別住所の場合)
- ・ 請求者のマイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード
- ・ 住民票(請求者の世帯全員・本籍・続柄が記載されているもの)※
- ・ 住民票の除票(死亡者の氏名・本籍・続柄が記載されているもの)※
- ・ 請求者の非課税証明書または所得証明書(最新年度分)※ 等

※がついている書類は、請求者のマイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードがあることによって、省略できる場合があります。

□国民健康保険葬祭費支給の手続き

<届け出先> 各区役所保険年金課

<必要書類>

- ・国民健康保険被保険者証
- ・喪主の口座内容(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、名義)の分かるもの
- ・会葬礼状または葬儀の領収証(喪主の氏名が記載されたもの)
- ・本人確認書類

□心身障害者医療費助成資格喪失の手続き

<届け出先> 各区役所保険年金課

<必要書類>

- ・受給者証
- ・相続人の認印
- ・相続人の口座内容(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、名義)の分かるもの

□後期高齢者医療保険に関する相続人代表者の届出と葬祭費支給の手続き

<届け出先> 各区役所保険年金課

<必要書類>

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・喪主と相続人の認印
- ・喪主と相続人の口座内容(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、名義)の分かるもの
- ・会葬礼状または葬儀の領収証(喪主の氏名が記載されたもの) 等

□原付バイク(排気量125CC以下)とトラクター、フォークリフトの名義変更手続き

<届け出先> 各区役所内市税の窓口(浦和区と大宮区は市税の総合窓口)

<必要書類>

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書
- ・本人確認書類

□市民税・県民税・固定資産税に関する手続き

<届け出先> 各区役所内市税の窓口(浦和区と大宮区は市税の総合窓口)

<必要書類>

- ・必要な手続きと必要書類については、市税事務所にご確認ください。

さいたま市

資料 区役所以外で行う葬儀後の手続き

区役所以外で行う葬儀後の手続きについて下記に一例をご案内します。
各々の手続きと必要な書類については、必ず届出先にご確認ください。

□健康保険(社会保険)の埋葬料と家族埋葬料の手続き 期限 2年

<必要書類>

- 埋葬料 ・ 事業主の証明 ・ 健康保険被保険者証
- 家族埋葬料 ・ 埋葬許可証 ・ 埋葬の領収書 ・ 戸籍謄本、住民票の写し等

<届け出先>

職場または加入している保険者(健康保険組合、共済組合、協会けんぽ各支部等)
(保険者名は健康保険被保険者証の記載内容を御確認ください。)

□厚生年金、老齢基礎年金等の受給者や厚生年金加入者の手続き

- 遺族厚生年金 期限 5年以内
- 未支給年金 期限 5年以内
- 死亡届 期限 5年以内

<必要書類>

- ・ 亡くなった方及び請求者の年金手帳、亡くなった方の年金証書
- ・ 請求者の口座内容(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、名義)の分かるもの
- ・ 亡くなった方の住民票の除票(本籍・続柄が記載されたもの)
- ・ 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄・履歴が記載されたもの)
- ・ 戸籍謄本(請求者と亡くなった方の関係が分かるもの)
- ・ 上記以外に必要な場合があるもの
生計同一証明書、死亡診断書 等

<届け出先>

請求者の住所を管轄する各年金事務所

<連絡先>

(参考)

| | | |
|---------------------|-----|--------------|
| 浦和年金事務所 | 電話 | 048-831-1638 |
| | FAX | 048-833-7019 |
| 大宮年金事務所 | 電話 | 048-652-3399 |
| | FAX | 048-652-4700 |
| 春日部年金事務所 (岩槻区所管) | 電話 | 048-737-7112 |
| | FAX | 048-737-7039 |

※加入歴が共済年金のみの受給権者、厚生年金基金、国民年金基金等については、各々の事業者にお問い合わせください。

□税務署の申告手続き

- 所得税の準確定申告 期限 4か月以内
- 相続税の申告 期限 10か月以内

<必要書類>

個々に異なりますので、税務署にご確認ください。

<連絡先>

浦和税務署 電話 048-600-5400
大宮税務署 電話 048-641-4945
春日部税務署 電話 048-733-2111(岩槻区所管)

<耳や言葉の不自由な方>

以下の URL をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm#a-05>

<(参考) 申告の相談と依頼先>

関東信越税理士会浦和支部 電話 048-824-6767
FAX 048-833-6581
関東信越税理士会大宮支部 電話 048-644-6044
FAX 048-646-0106
関東信越税理士会春日部支部(岩槻区所管)
電話 048-738-7470
FAX 048-738-7474

□生命保険(簡易保険)の保険金受取りの手続き

- 生命保険 期限 3年以内
- 簡易保険 期限 5年以内

<必要書類>

- ・受取人の印鑑証明
- ・戸籍抄本
- ・保険証書
- ・被保険者の除籍抄本
- ・死亡診断書
- ・入院証明書 等

<届け出先>

生命保険は加入している保険会社へ
簡易保険は郵便局へ

□労災保険の手続き(業務上の傷病による死亡の場合)

- 葬祭料 期限2年以内
- 遺族補償年金 期限5年以内

<必要書類>

- ・住民票 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等

<届け出先>

勤務先または管轄の労働基準監督署

<連絡先>

(参考)

さいたま労働基準監督署 電話 048-600-4802
FAX 048-600-4805
春日部労働基準監督署 電話 048-735-5228(岩槻区所管)
FAX 048-735-3748(岩槻区所管)(代表 FAX)

□預金の口座凍結解除と名義変更・有価証券の名義変更の手続き

<必要書類>

- ・名義書換請求書
- ・戸籍謄本
- ・除籍謄本
- ・相続人の印鑑証明
- ・遺産分割協議書または遺言書
- ・預貯金証書等

<届け出先>

預金は各取引銀行か郵便局へ

有価証券(株式を含む)は各取引証券会社へ(国債は指定郵便局へ)

□不動産の名義変更

<必要書類>

個人で異なりますので、法務局にご確認ください。

<届け出先>

物件所在地の法務局

<連絡先>

(参考)

さいたま地方法務局

電話 048-851-1000

耳や言葉の不自由な方 以下の URL をご確認ください。

問合せフォーム <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=008>

<(参考)登記手続の相談と依頼先>

埼玉司法書士会 電話 048-863-7861

FAX 048-864-2921

□普通自動車と中型大型バイク(排気量125CC以上)の名義変更

<必要書類>

- ・自動車検査証
- ・被相続人の除籍謄本
- ・相続人の印鑑証明
- ・遺産分割協議書または遺言書
- ・相続人の実印等

<届け出先>

関東運輸局埼玉運輸支局 電話 050-5540-2026

FAX 048-783-4190

□軽自動車の名義変更

<必要書類>

- ・自動車検査証
- ・被相続人の除籍謄本
- ・相続人の印鑑証明
- ・遺産分割協議書または遺言書
- ・相続人の実印等

<届け出先>

軽自動車検査協会埼玉事務所 電話 050-3816-3110
FAX 048-783-8252

□光熱水費・通信費の口座変更・名義変更

<必要書類>

- 口座変更 ・印鑑 ・通帳等
- 名義変更 ・名義変更届

<届け出先>

各事業を運営する事業所

(参考)

- ・さいたま市水道局

電話 048-665-3220 FAX 048-665-5536

- ・東京電力

電話 0120-995-441

耳や言葉の不自由な方 以下の URL をご確認ください。

https://www.tepco.co.jp/ep/support/customercenter/customer_fax.html

- ・東京ガス

電話 0570-005550

耳や言葉の不自由な方 以下の URL をご確認ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20020625.html>

- ・NHK

電話 0120-151515

耳や言葉の不自由な方 以下の URL をご確認ください。

<https://www.nhk-cs.jp/pid28/fromContact/new/input.do?k=EGYFORM1>

- ・NTT 東日本

電話 0120-116-000 NTT ふれあい FAX 0120-700-133

□市営霊園の名義変更

<必要書類>

- ・名義変更届
- ・永代使用許可証
- ・以前の名義人の戸籍謄本(死亡日の記載があるもの)
- ・承継者の戸籍謄本
- ・承継者の実印
- ・承継者の印鑑登録証

<届け出先>

全ての市営霊園の手続きを思い出の里市営霊園事務所で行います。

- ・思い出の里市営霊園事務所

電話 048-686-3499 FAX 048-688-4055

※霊園の名義変更が必要な場合、名義変更後の納骨となりますのでご注意ください。

相続等による農地等の権利取得の届出

<必要書類> ・農地法第3条の3第1項届出書

<届け出先>

相続した農地又は採草放牧地の所在する市町村農業委員会

(参考) さいたま市農業委員会

電話 048-829-1903 FAX 048-829-1966

水道契約者の変更または使用中止届出

<必要書類> 必要書類は特にありません

<届け出先>

水道局電話受付センター

電話 048-665-3220 FAX 048-665-5536

※その他の手続き(参考)

ケーブルテレビ

インターネット

携帯電話

クレジットカード

特別永住者在留カード返納(東京入国管理局さいたま出張所)

電話 048-851-9671 FAX 048-851-9685

パスポートの返納(埼玉県パスポートセンター)

電話 048-647-4040 FAX 048-647-4076

さいたま市

資料 各種支援制度に関する相談のご案内

父親や母親を失った場合の児童・生徒等への助成や給付等の制度についてご案内します。これらについては、利用の可否について各相談先に必ずご確認ください。

□交通遺児育成助成金事業

交通事故により、両親またはそのいずれかを失った等の児童・生徒の保護者に、助成金(小学校・中学校の入学祝金、中学校の卒業祝金)を支給しています。申請にあたっては、決められた受付期間に遺児の保護者による申込みが必要になります。

<相談先>

さいたま市社会福祉協議会地域福祉課
電話 048-834-3133
FAX 048-835-1222

□生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

<相談先>

さいたま市社会福祉協議会各区事務所

□交通遺児等奨学金支給事業

交通事故により、両親またはそのいずれかを失った等の児童・生徒の保護者に、奨学金を支給しています。

<相談先>

さいたま市教育委員会学校教育課
電話 048-829-1647 FAX 048-829-1990

□就学援助制度

給食費や学用品費などの一部を援助しています。

<相談先>

さいたま市教育委員会学校教育課
電話 048-829-1647 FAX 048-829-1990

□入学準備金・奨学金貸付

生徒・学生本人に対して入学準備金・奨学金の貸付をしています。

<相談先>

さいたま市教育委員会学校教育課
電話 048-829-1647 FAX 048-829-1990

□児童扶養手当

父親や母親がいない家庭や、父親や母親に一定以上の障害がある場合、父親、母親、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

<相談先> 各区役所支援課児童福祉係

□ひとり親家庭児童就学支度金

翌年度4月に中学校入学予定の子どもの入学準備に必要な費用の一部を助成します。

<相談先> 各区役所支援課児童福祉係

□ひとり親家庭等医療費支給

病気やけがで医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を支給します。

<相談先> 各区役所保険年金課福祉医療係

□ひとり親家庭就業・自立支援センター相談事業

就業支援サービスの提供や、生活安定のための専門家による相談などを行います。

<相談先>

さいたま市子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話 048-829-1948 FAX 048-829-1960

□母子父子寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しします。

<相談先>

さいたま市子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話 048-829-1948 FAX 048-829-1960

□ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

対象となる資格を取得するため、修業期間1年以上の学校に通う方に給付金を支給します。

<相談先>

さいたま市子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話 048-829-1948 FAX 048-829-1960

□ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。

<相談先>

さいたま市子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話 048-829-1948 FAX 048-829-1960